

第 51 期平成 27 年度第 2 回

香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

- 1 平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- 2 香川県特定最低賃金の改正決定を求める申出書（写）

平成 27 年 7 月 30 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

中央最低賃金審議会
会長 仁田 道夫

平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

平成 27 年 7 月 1 日に諮問のあった平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 政府において、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）及び『日本再興戦略』改訂 2015」（同日閣議決定）に掲げられた好循環を生み出す経済運営のためにも、中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上

平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

平成 27 年 7 月 28 日

- 1 平成 27 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

平成 27 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	19 円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	18 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	16 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	16 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 23 年 2 月 10 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の 4 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) 及び「『日本再興戦略』改訂 2015」(同日閣議決定) についても特段の配慮をした上で、とりわけ平成 26 年において消費者物価が上昇していること、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率が低下していること、影響率が高まる傾向にあること等、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が今年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成 27 年 7 月 28 日

1 はじめに

平成 27 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、春季労使交渉で賃上げが妥結した労働組合員である組織労働者は 4 月から賃上げが実施されたものの、団体交渉の機会が無い未組織労働者、特に最低賃金近傍で働く労働者は「ワーキングプア」と呼ばれる水準にとどまっていること等から、将来への不安を払拭し安心感を醸成できるよう、暮らしの底上げに直結する最低賃金の大幅な引上げが必要であると主張した。

また、審議に当たっては、経済的に自立し、人たるに値する生活を営むことのできる最低賃金の適正な水準を念頭に置いて議論していくべきであり、賃金改定状況調査（第 4 表）に基づく引上げ幅のみの議論に終始すべきでない、と主張した。

現在の最低賃金の水準は、こうした観点からすれば不十分と言わざるを得ない。したがって、平成 26 年平均の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の 3.3% に加え組織労働者の賃上げ結果を上回る引上げが必要であると主張した。また、この物価上昇は各ランクに共通の事象であること等を踏まえた審議が必要である。

また、ランク間の水準の差も拡大してきており、経済実態に応じて全国的な整合性を確保できるような目安とすべきであると主張した。

さらに、雇用戦略対話合意の全国で最低でも 800 円という目標到達へ向け、また地域活性化という観点からも、早期に 800 円到達への道筋を示す目安額とすべきである。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

なお、本年の審議においても論点となった最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮すべき事実について参考にするべき資料等に関しては、目安全協で議論を尽くし、来年度の審議に万全を尽くすことが必要であることを主張した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、企業の経営環境は、安倍政権の経済政策によって、総じて改善してきているが、中小企業・小規模事業者では、円安による原材料価格の高騰や電

力料金の増大などによるコスト増や、人手不足による人件費の増大への対応に苦慮していることに加えて、取引先企業の海外進出による受注の減少、地域における人口減少などのマイナス要因もあり、景況感に大きな改善が見られるまでには至っていないこと、ギリシャの財政危機や中国の金融市場の混乱など、日本の実体経済の先行きについても不透明感が強まっていることを主張した。その上で、このような現状を踏まえると、中小企業・小規模事業者の活力を削ぐような事態を招くことになれば、地域の雇用・経済に深刻な悪影響を与えることになることを主張した。

また、過去5年間にわたって、生活保護との乖離解消や、生産性と関係なく引上げを最優先する審議が続いたことにより、中小企業の支払能力を超えた大幅かつ急激な引上げが続いてきた結果、影響率も上昇し、最低賃金の引上げが企業経営に与えるインパクトが従来以上に高まっていると主張した。

さらに、賃金水準の引上げは生産性向上に裏付けられた付加価値の増加を伴うものでなければならず、中小企業や小規模事業者にとってベアに相当する最低賃金の引上げは、生産性向上とセットで考えるべきである。したがって、中小企業・小規模事業者に対する生産性向上のための政府の支援策の成果が生産性の上昇という明確な形で認められることが大変重要であり、十分な生産性の上昇が確認できないまま、最低賃金の大幅な引上げだけが求められることになれば、引上げの具体的な根拠が説明できない目安を地方最低賃金審議会に示すことになる。そうなれば、地方での審議において大きな混乱を招くことになり、ひいては、目安そのものに対する信頼が失われることになりかねないと主張した。

その上で、今年度のランク別の目安については、「法の原則」である、地域における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力の3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の特に第4表のデータを重視した審議を行うとともに、最低賃金のほり付き状況などを踏まえた、ランクごとの実態を反映した目安とすべきである。また、物価の上昇分を最低賃金の引上げで充当することについては、これまで物価が下落する中で、企業自らが生産性の向上に努め、経済の回復に先行して最低賃金の引上げに協力してきたこと、最近ようやく一部で経済状況が追いついてきたとはいえ、中小企業の実態の向上が未だに確認できていない、ということ踏まえ、慎重に検討すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに下記1の公益委員見解が取りまとめられることについて、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 23 年 2 月 10 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の 4 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) 及び『日本再興戦略』改訂 2015」(同日閣議決定) に特段の配慮をし、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、政府において、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」及び『日本再興戦略』改訂 2015」に掲げられた中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援等に引き続き取り組むことを強く要望する。

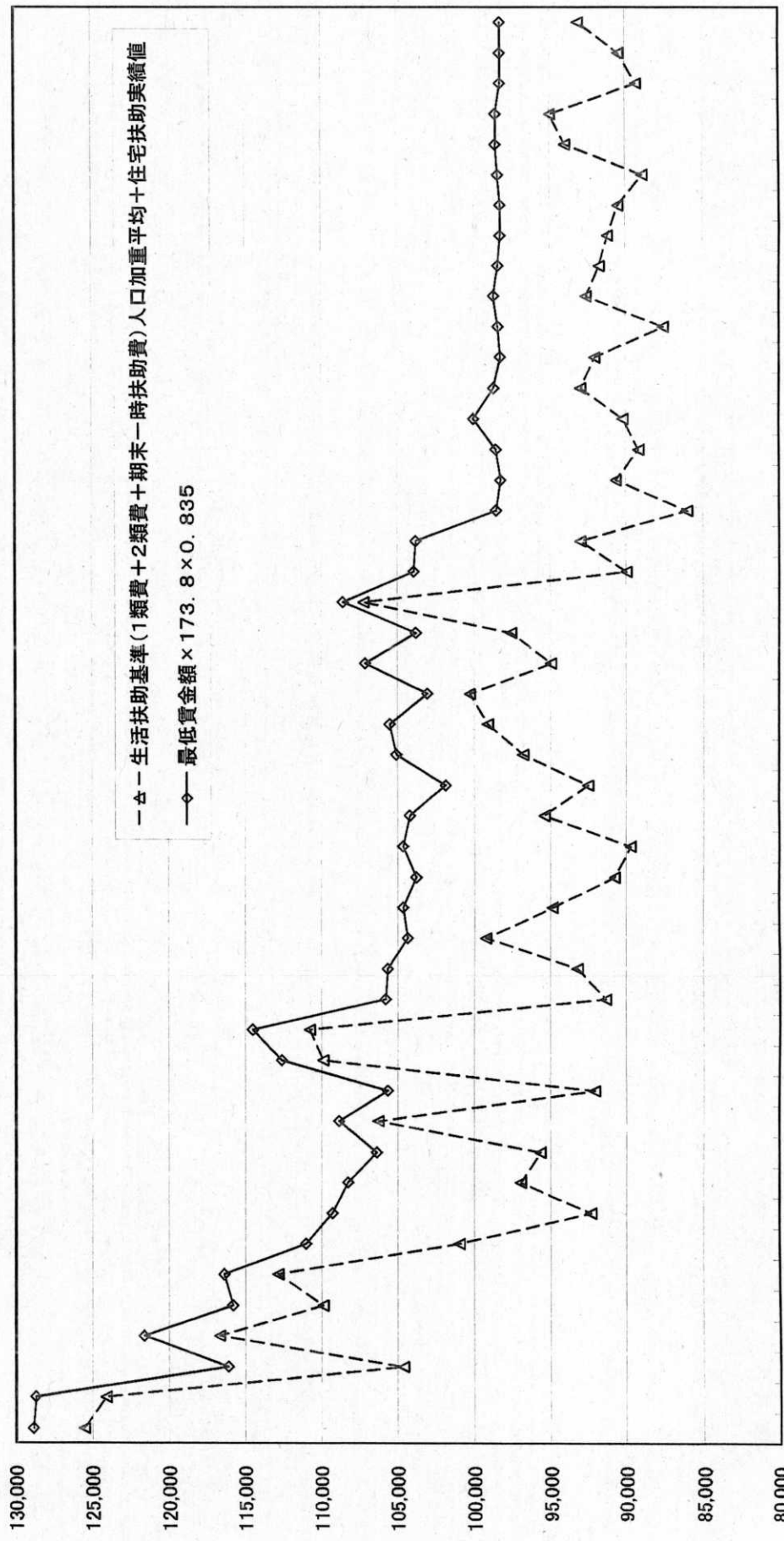
また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

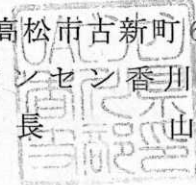
単位:円



東 京 神 奈 川 大 阪 千 葉 埼 玉 岡 重 三 滋 賀 栃 木 島 廣 富 山 兵 庫 京 都 茨 城 長 野 岡 山 山 梨 山 石 川 香 川 良 岡 福 岡 城 崎 宮 崎 新 潟 北 海 道 福 井 山 梨 和 歌 山 大 分 徳 島 根 島 福 島 愛 媛 鳥 取 佐 賀 形 手 山 岩 高 知 熊 本 鹿 児 島 秋 田 青 森 宮 崎 長 崎 沖 縄

注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは平成25年度、最低賃金のデータは平成26年度のもの。
 注4)0.835は時間額664円で月173.8時間働いた場合の平成25年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

平成 27 年 7 月 7 日

香川労働局長
藤永 芳樹 殿香川県高松市古新町6番7号
U A ゼンゼン香川県支部
支部長 山 健二

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、香川県冷凍調理食品製造業の最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

(記)

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

香川において、冷凍調理食品製造業を営む使用者に使用される労働者

496名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

香川県において、冷凍調理食品製造業を営む使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18才未満及び65才以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって技能取得中の者

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ) 清掃、片づけまたは雑役の業務

ロ) 手作業による原料の前処理の業務

ハ) 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組み立て、容器詰めまたは包装の業務。

1,523名

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定の決定を求めるものである。
最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

5. 申し出の理由

- (1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウエイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。
- (2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から法定最低賃金の改正の決定が必要であること。

6. 添付資料

- (1) 労使協定の写し
- (2) 組合員数の確認書
- (3) 申し出に関する合意及び申請代表者に関する委任状
- (4) 申出に関する合意労働者名と組合員数

申出に関する合意労働者名	組合員数
UAゼンセン北四国労働組合テーブルマーク労働組合	399名
UAゼンセン北四国労働組合三崎水産支部	40名
UAゼンセン北四国労働組合細川食品支部	30名
UAゼンセン北四国労働組合ヨコレイ支部	27名
合計	496名

- (5) 香川県における冷凍調理食品製造業の事業所数と労働者数の概数
〈冷凍調理食品製造業の事業所数と労働者数の概数〉

適用事業所数	適用労働者数
47事業所	1,523名

以上

平成 27 年 7 月 7 日

香川労働局長
藤永 芳樹 殿



香川県高松市新田町甲 3 4
タダノ労働組合
執行委員長 十川 淳二



申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

- 1 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
香川県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者
2, 640 人
- 2 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
香川県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者
ただし、次に掲げるものは除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 6 ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
イ 清掃の業務 ロ 片付け又は雑役の業務以上 6, 268 人
- 3 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- 4 申し出の内容
上記 3 の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 5 申し出の理由
 - (1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウエイトが高く県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと
 - (2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から法定最低賃金の改正の決定が必要であること
- 6 添付資料
 - (1) 最低賃金必要性の決議書
 - (2) 申し出に関する合意及び申請代表者に対する委任状
 - (3) はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概要

以 上

香川県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の
事業所数と労働者数の概数
及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 香川県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の
事業所数と労働者数の概況

(平成26年12月現在)

産 業 名	事 業 所 数	適 用 労 働 者 数
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	339事業所	6,268人

2. 合意の効力の及ぶ労働者数

2,640人

3. 労働組合又は従業員団体により最低賃金を改正することが必要であるとの
機関決定が行われている場合の労働組合又は従業員団体の構成員数の内訳

(登録労働組合数および従業員会名簿より)

	機関決定を行った団体名	その構成員数
1.	ジェイテクト労働組合香川支部	608人
2.	村上製作所 労働組合	135人
3.	タダノ 労働組合	1,138人
4.	石 垣 労働組合	306人
5.	タダノアイレック従業員会	240人
6.	タダノエステック従業員会	133人
7.	株式会社タダノエンジニアリング社員会	80人
合計	7 団 体	2,640人

平成27年 7月 2日

香川労働局長
藤永芳樹 殿



香川県坂出市川崎町1番地
川崎重工労働組合坂出支部
執行委員長 安部 員正

香川県高松市朝日町4丁目1番地1号
J-AMマキタ労働組合
執行委員長 大嶋 義浩

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
香川県において、船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社を営む使用者に使用される労働者
1, 764名
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
香川県において船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社を営む使用者に使用される労働者
ただし、次に掲げる者を除く
(1) 18歳未満及び65歳以上の者
(2) 雇い入れ後6ヵ月未満の者であつて技能習得中の者
以上 4, 471名
3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
4. 申し出の内容
上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求めるものである。
最低賃金額については、最低賃金法第15条第1項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。
5. 申し出の理由
(1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。
(2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から法定特定最低賃金の改正が必要であること。
6. 添付書類
(1) 労働協約の写し
(2) 最低賃金必要性の決議書
(3) 申し出に関する合意書及び申請代表者に関する委任状
(4) 香川県下における船舶製造・修理業、船用機関製造業の事業所数と労働者の概数

以上

香川県に於ける船舶製造・修理業、船用機関製造業の
事業所数と労働者数の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
船舶製造業・修理業, 船用機関製造業	158 事業所	4,471名

(上記の内、最低賃金の必要性に合意する者の内訳)

合意のケース	組合(支部)数	合意する者
労働協約適用	3 組合	1,223名
必要性の機関決定	2 組合	541名
計	5 組合	1,764名

(労働協約適用労働者)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	川崎重工株式会社 坂出工場	川崎重工労働組合 坂出支部	879名
2	株式会社 マキタ	JAMマキタ労働組合	220名
3	四国ドック株式会社	三井造船労働組合連合会 四国ドック労働組合	124名

(必要性の機関決議)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	今治造船株式会社 丸亀事業本部	今治造船労働組合	431名
2	多度津造船株式会社	多度津造船労働組合	110名

平成27年 7月 13日

香川労働局長 殿



電機連合東四国地方協議会

事務局長 横山 一男

三菱電機労働組合丸亀支部

執行委員長 西川 啓

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、香川県製造業の特定最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

香川県において電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 1, 938名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

香川県に於いて電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

ただし次に掲げる者を除く

(1) 18歳未満及び65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ. 清掃・片付け又は賄いの業務

ロ. 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤・卓上ボール盤・手持電動工具

その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行なう運搬・包装・箱詰め・袋詰め・みがき・選別・検査・組立て・取付け・マーク打ち・塗油・組線・巻線・かしめ・穴あけ・ねじ切り・曲げ・打ち抜き又はバリ取りの業務

(これからの業務のうち流れ作業の中で行なう業務を除く)

以 上 4, 203 名

3. 改正の決定を申し出る特定最低賃金の件名

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される特定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

5. 申し出の理由

- (1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと
- (2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から特定最低賃金の改正の決定が必要であること

6. 添付書類

(1) 労働協約の写し

- イ. 三菱電機株式会社と三菱電機労働組合との最低賃金に関する確認書
- ロ. 三菱電機エンジニアリング株式会社と三菱電機エンジニアリングユニオンとの最低賃金に関する覚書
- ハ. 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と三菱電機プラントエンジニアリング労働組合との最低賃金に関する協定書

(2) 最低賃金必要性の決議書

- イ. 四変テック労働組合
- ロ. 四国計測工業労働組合
- ハ. アオイ電子労働組合
- ニ. 四国工商ユニオン

(3) 申し出に関する合意及び申請代表者に関する委任書

(4) 香川県下における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者の概数

以上

(労働協約適用労働者)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	三菱電機株式会社受配電システム製作所	三菱電機労働組合丸亀支部	490人
2	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 丸亀事業所	三菱電機プラントエンジニアリング労働組合 丸亀分会	67人
3	三菱電機エンジニアリング株式会社 丸亀事業所	三菱電機エンジニアリングユニオン 丸亀支部	103人
労働協約適用労働者の合計			660人

(必要性の機関決議)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	四変テック株式会社	四変テック労働組合	357人
2	四国計測工業株式会社	四国計測工業労働組合	364人
3	アオイ電子株式会社	アオイ電子労働組合	492人
4	四国工商株式会社	四国工商ユニオン	65人
必要性の機関決議における適用労働者数の合計			1,278人